

会社設立するまでの流れ

1. 公証人役場にて

- (1) 目的 会社の定款を作成するため
- (2) 必要な書類：当事務所が代理で申請するときは委任状が必要
 - ① 定款 3通
 - ② 発起人の印鑑証明書
 - ③ 登録手数料 5万円
 - ④ 収入印紙 4万円 → 電子認証でやる場合はかからない。
 - ⑤ 定款手数料 1枚につき250円

2. 法務局にて登記

- (1) 目的 法人を登記するため
- (2) 必要な書類
 - ① 公証人役場で認証を受けた定款
 - ② 資本金を入れたことが分かる通帳のコピー（通帳のコピーを口座名義人が判明する部分を含めて合わせてとじて、届出印で契印したもの）
 - ③ 委任状
 - ④ 印鑑カード交付申請書
- (3) 登録免許税 株式会社が15万円・合同会社が6万円（最低金額）

3. 税務関係の届出

- (1) 税務署
 - ① 法人設立届出書（定款・全部事項証明書を添付）
 - ② 青色申告申請書・設立から3ヶ月以内に提出
 - ③ 給与支払事業者の設立届出書
 - ④ 源泉所得税の納期の特例兼納期限の特例届出書 提出した翌月分より適用
- (2) 県税事務所・市町村役場 法人設立届出書（定款・全部事項証明書を添付）